

委員会提出議案第1号

東広島市議会基本条例の一部改正について

東広島市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日

東広島市議会議長 乗越 耕司

東広島市議会基本条例の一部を改正する条例

東広島市議会基本条例（平成25年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（災害時の対応）

第2条の2 議会は、災害により市内に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、市民生活の安定及び維持が図られるようにするため、迅速かつ的確な対応をとるよう努めなければならない。

2 議会は、前項に規定する対応に関する計画を定めるものとする。

第7条中「、広報広聴委員会および政策研究会」を「及び広報広聴委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

議会における災害時の対応について定めるとともに、政策研究会の見直しにより、所要の規定の整備を行おうとするものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第109条

- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。